

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成28年8月22日（平成28年（行情）諮問第503号）

答申日：平成30年2月26日（平成29年度（行情）答申第469号）

事件名：特定建物の解体工事に関する建設物機械等設置届等の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「平成27年特定時期から平成28年特定時期の間に、特定建物の解体工事に関する建設物機械等設置届、建築物解体等作業届」（以下「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定については、別表の4欄に掲げる部分を開示すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成28年5月10日付け兵労開第3号により兵庫労働局長（以下「処分庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

（1）審査請求書

ア 「不開示とした部分」の特定がない。これに引きずられて、不開示の理由がわからない。

（ア）書式と条文

平成28年5月10日付け兵労開第3号行政文書開示決定通知書には、「2 不開示とした部分とその理由」を記載する欄がある。

また、法の条文も不開示とするには、その部分を特定すると読める。

（中略）

（イ）本件開示

ところが、平成28年5月10日付け兵労開第3号行政文書開示決定通知書には、「2 不開示とした部分とその理由」欄の細線で囲まれた部分を読んでも、どの部分を不開示としたのかについて、明示がない。

また、これに引きずられて、どの部分の黒塗りがどの理由で不開示とされたのか、わからなくなっている。したがって、不開示とされた部分がわからないため、不開示とした理由もわからない通知書になっており、理由がわかるように書いているとはいえない。

例えば、建設物機械等設置届の次の頁は「平成28年3月 日」だけ開示されているだけで、その他は何が書いてあるのか不明である。したがって、これに引きずられて、何を理由に不開示と判断されたのか、理解できない。その次の頁も同じで「特定建物解体工事」だけが開示されており、その後は5頁にわたって全面が黒塗りである。これでは何が書いてあるのか理解できない。また、これに引きずられて、何を理由に不開示の判断がされたのか、判読できない。

イ 部分開示の仕方が悪くコピー代を不当に課している

(ア) 法の条文

法は次のように規定して、全部が真っ黒に塗られて開示されても意味がない文書の交付を抑制していると思われる。

(中略)

(イ) 本件開示

ところが、開示された文書は、ほとんどが全部が真っ黒に塗られたものである。これでは、多額のコピー代を無駄に支出しただけに終わっている。

たとえば、「工程表」との表題があって、その後は全面が黒塗りである。

また、「既存建物設計図」との表題があって、その後は7頁にわたって全面が黒塗りである。(中略)

このような場合は、例えば『「特定建物新築工事設計図 1階平面図」と題する書面(55頁)は、法5条1号に該当し、かつ同号ただし書のイからハまでに該当しないことを理由として不開示との判断をする。』と書けば足りる。ところが現状は、全面黒塗りの文書が延々と続いているだけで、そこからは頁数以外の有意の情報は読み取れないため、開示請求者に多額のコピー代を無駄に支出させただけに終わっている。

ウ 不開示の理由がおかしい(その1・個人情報について)

(ア) 開示決定

開示決定は、「不開示とした理由」において、法5条1号ただし書イ及びロに該当しないと判断している。

これは、「建築物解体等作業届」の「作業主任者の氏名」欄に書かれた個人の氏名の部分を指すと思われる。

(イ) 法5条1号ただし書イに該当

しかし、誰が工事の安全性を担保しているかは、慣行として公にされている事柄である。したがって、法5条1号ただし書イに該当しないとの判断は、間違っている。

(ウ) 法5条1号ただし書ロに該当

また、工事の安全性とりわけアスベスト対策が適切に取られているかどうかは、「ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」であることが明白である。したがって、法5条1号ただし書ロに該当しないとの判断は、間違っている。

エ 不開示の理由がおかしい(その2・仮設工事の製品情報について)

(ア) 開示決定

開示決定は、「不開示とした理由」において、法5条2号イに該当すると判断している。

これは、「認定合格書」の「1. 仮設建材の種類、形式及び数量」欄、「2. 試験方法」欄、「3. 構造」欄、「4. 試験結果」欄及び「構造図」欄に書かれた部分を指すと思われる。

(イ) 法5条2号イに該当しない

しかし、どのような仮設の建材を使っているかは、通行人が見れる。したがって、どのような仮設の建材を使っているかの情報は、「イ 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」とはいえない。したがって、法5条2号イに該当するとの判断は、間違っている。

(ウ) 法5条2号本文ただし書に該当

また、仮設建設工事が安全に行われているかどうかは、仮設が崩壊して近隣住民の生命・身体・財産に被害を及ぼすことは容易に想像できることである。よって、仮設工事の材料にどのような材料が使われて、それがどのような試験を経て、どの程度の安全性を備えていたかという情報は、「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」であることが明白である。したがって、法5条2号本文ただし書に該当しないとの判断は、間違っている。

オ 不開示の理由がおかしい(その3・アスベスト除去作業の場所や内容について)

(ア) 開示決定

開示決定は、「不開示とした理由」において、法5条2号イに該当すると判断している。

これは、アスベスト除去工事が行われた建物の図面やアスベスト

除去工事の内容を指すと思われる。

(イ) 法5条2号本文ただし書に該当

しかし、アスベスト除去作業が安全に行われているかどうかは、アスベスト除去作業に伴いアスベストが飛散して近隣住民の生命・身体に被害を及ぼすことは容易に想像できることである。よって、建物のどの場所で、どのようなアスベスト対策がされて、その対策がどの程度の安全性を備えていたかという情報は、「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」であることが明白である。したがって、法5条2号本文ただし書に該当しないとの判断は、間違っている。

カ コピー代と送料がかかりすぎ

(ア) 法は、開示請求者に経済的負担を課さないように配慮すべきとしている。

(中略)

(イ) 本件開示は、無駄な全面黒塗りの頁が多すぎでかつ郵送費の節約もしていない。

無駄な全面黒塗りの頁が多すぎで、文書の特定をして、理由を書けば、無駄な黒塗りの頁のコピーは避けられた。

また、690円もの送料をかけている。ゆうパックやゆうメール、レターパックなどを利用していけば、開示請求者に過大な負担は生じなかったのである。

(2) 意見書

ア 諮問庁である厚生労働大臣より提出された「理由説明書」に対して、反論をする。

イ 「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報」である。

(ア) 厚労大臣の主張

「理由説明書」は、その「(3) 不開示情報該当性について」との表題のもと、5条1号及び2号イに該当すると考えられる文書の部分を不開示にすると主張している。

(イ) 「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報」である。

しかし、両条項とも「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報」は、開示するものと法文で定められている(法5条1号ただし書口及び同条2号本文ただし書)。

ところが、「理由説明書」は、これに該当しないとの結論を述べるだけで、その理由の記載がない。

本件開示請求は、アスベスト含有建物の解体作業について、近隣住民がアスベスト飛散防止対策の適否についての情報開示を求めているものである。よって、「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報」であることは明白である。

不開示にすることにより保護される開示請求者以外の個人の権利利益よりも、開示請求者を含む人の生命、健康等の利益を保護することの必要性が上回る場合には、当該情報を開示することになる。

ウ 主張立証責任が果されていないので、開示すべきである。

(ア) 主張立証責任は、行政側にある。

条文から明らかなように、開示が原則で、不開示は例外である。

(中略)

よって、不開示の部分がどこかということと不開示のどの理由に該当するかということの主張立証責任は、行政機関の側にある。

(イ) 主張立証責任が果されていない。

ところが、本件「理由説明書」では、不開示部分が審査請求人にわかるように特定されておらず、また不開示部分がどのような理由で不開示理由に該当するかも不明である。

よって、不開示の部分がどこかということと不開示のどの理由に該当するかということの主張立証責任が果されているとはいえないので、開示すべきである。

エ 「ア 法5条1号該当性について」

諮問庁である厚生労働大臣は、次のように主張している。なお()内は、審査請求人が加筆したものである。

(中略)

(ア) 「文書1(建設物機械等設置届)の6(参画者の氏名)、7(参画者の経歴の概要)を不開示とすべき」との主張は、間違い。

a 諮問庁である厚生労働大臣の主張

別表に記載した情報のうち、文書1(建設物機械等設置届)の6(参画者の氏名)、7(参画者の経歴の概要)……の不開示部分には、本件解体工事に係る関係者氏名等、特定個人を識別する情報が記載されており、これら情報については、法5条1号に該当し、かつ同号ただし書イないしハのいずれにも該当しないため、不開示とすることが妥当である。

b 上記情報は、法5条1号に該当するが、同号ただし書イ及びロに該当するので、開示すべきである。

c 法5条1号ただし書ロに該当するので、開示すべきである。

(a) 労働安全衛生法に定める計画届の意義と目的

労働安全衛生法に定める計画届について

「事業者は、一定の建設物、機械等の設置、移転又は主要構造部分の変更等をしようとする場合や、一定の規模・種類の建設工事を開始する場合は、事前にその計画内容を所轄労働基準監督署長に届け出ることを労働安全衛生法 88 条で義務づけられています。」

その計画の目的は、「労働安全衛生法で定める計画届は、事業者が建設工事等を開始する前に労働基準監督署が事業場において危険・有害な建設物、機械、工法等が採用されないように事前に審査（労働安全衛生法 88 条・89 条）することにより、職場における労働者の安全と健康を確保するとともに快適な職場環境をつくることを目的とされています。」

すなわち、「労働者の安全と健康を確保する」ものであるから、法 5 条 1 号ただし書口の「人の生命、健康、・・・を保護するため・・・と認められる情報」であることは明白である。

(b) 参画者とは

危険な作業について工事計画を定めて届け出るものであるから、工事計画の作成に対しては、次のように要求されている。

「計画届の作成にあたっては、工事の施工管理又は設計管理及び安全管理について、知識を有している者が参画し、施工計画、仮設計画等を安全面から事前に評価を行い、安全衛生面から法令違反がないようにチェックするとともに、予想される危険性についての防止措置、安全で合理的な作業工程の設定等工事における安全衛生について審査することが望ましい。

社内評価を行うには、関係部署（参画者、工事担当部、技術部、労務安全部、機械・電気担当者等）による審査委員会を設置し、工事の安全性について総合的に検討することが重要です。

審査後は、計画届審査書を作成し、審査委員長・審査担当者が捺印し、届出書（様式第 20 号）に添付して下さい（審査状況を確認するため）。

なお、参画者の資格については労働安全衛生法で一定の要件を満たす者でなければならぬと規定されています。

参画者の資格要件については、次ページを参照して下さい。」

すなわち、一定の知識技能を持つ参画者に計画の審査をさせて工事の安全性を確保しようとしたものである。

(c) 「公にすることが必要であると認められる情報」に該当する情報である。

よって、参画者としての資格を有するかどうか、計画にどの

ような意見を持っているかなどを検証する必要があるので、個人を特定できる個人情報であっても、「公にすることが必要であると認められる情報」に該当する情報である。

なお、参画者も、専門知識経験を有することを理由に計画を審査し、そのための対価を得るものであるから、個人情報を開示されることを承認しているというべきものである。

d 法5条1号ただし書イ「法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」に該当するので、開示すべきである。

本件解体作業は、石綿を含んでいる建物を対象としている。

この場合、作業計画を定めて、その作業計画を「関係労働者に周知させなければならない。」ことが定められている（石綿障害予防規則4条3項）。

この周知は、とても口頭で説明できるものではなく、書面を用いて説明しなければ理解してもらえない。とすると、参画者の個人特定情報も書面により開示されてしまうものであるから、結局、参画者の個人特定情報は、「イ 法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」に該当するので、不開示とされるべきでない。

(イ) 文書1（建設物機械等設置届）の10（現場代理人の氏名）を不開示とすべきとの主張は、間違い。

a 諮問庁である厚生労働大臣の主張

別表に記載した情報のうち、文書1（建設物機械等設置届）の・・・10（現場代理人の氏名）、・・・の不開示部分には、本件解体工事に係る関係者氏名等、特定個人を識別する情報が記載されており、これら情報については、法5条1号に該当し、かつ同号ただし書イないしハのいずれにも該当しないため、不開示とすることが妥当である。

b 上記情報は、法5条1号に該当するが、同号ただし書イ及び口に該当するので、開示すべきである。

c 現場代理人の個人特定情報は、「イ 法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」に該当するので、不開示とされるべきでない。

添付資料の「建築物等の解体作業等における石綿のばく露防止対策等の掲示について」と題する報道機関向け発表によれば、「石綿を使用した建築物等の解体等の作業を行うに当たっては、所轄労働基準監督署長に石綿に関する計画の届出・作業の届出を行った上で石綿のばく露防止対策及び石綿粉じんの飛散防止

対策を講じなければならない場合と、当該届出を行うことなく石綿のばく露防止対策等を講じなければならない場合がある。

前者の場合については石綿障害予防規則に基づく届出が行われていること及び石綿のばく露防止対策等の実施内容を関係労働者のみならず周辺住民へ周知するために作業現場の見やすい場所に掲示すること、また、後者については石綿のばく露防止対策等の実施内容を同様に掲示すること。

なお、石綿を使用していない建築物等の解体等の作業については、石綿が使用されていないことを同様に掲示すること。」とされており、その別紙1ないし3を見ると、「現場責任者氏名」とある。

よって、現場責任者の氏名は、法令により公にされることが決められているので、不開示とすべきではない。

(ウ) 「文書3の(足場計画書)6(1ないし5以外の不開示箇所)の不開示部分には、本件解体工事に係る関係者氏名等、特定個人を識別する情報が記載されており、これら情報については、法5条1号に該当し、かつ同号ただし書イないしハのいずれにも該当しないため、不開示とすることが妥当である。」との文書は、理由になっていない。

a 諮問庁である厚生労働大臣の主張

・・・文書3の(足場計画書)6(1ないし5以外の不開示箇所)、・・・の不開示部分には、本件解体工事に係る関係者氏名等、特定個人を識別する情報が記載されており、これら情報については、法5条1号に該当し、かつ同号ただし書イないしハのいずれにも該当しないため、不開示とすることが妥当である。

b 上記の記載は、不開示とした文書の部分が特定されておらず、理由になっていない。

「1ないし5以外の不開示箇所」が、何が書かれているのかわからない。そこに書かれているのが、「本件解体工事に係る関係者氏名等、特定個人を識別する情報」であれば、『「本件解体工事に係る関係者氏名等、特定個人を識別する情報」を不開示とする。』との記載が正しく、「1ないし5以外の不開示箇所」と記載するのは間違いである。

(エ) 「文書4(施工計画に関する社内審査書)の6(1ないし5以外の不開示箇所)の不開示部分には、本件解体工事に係る関係者氏名等、特定個人を識別する情報が記載されており、これら情報については、法5条1号に該当し、かつ同号ただし書イないしハのいずれ

にも該当しないため、不開示とすることが妥当である。」との文書は、理由になっていない。

上記（ウ）と同様の間違いである。

（オ）文書 5（設置届添付文書）の 9（3 安全衛生管理組織表）を不開示としたのは間違い。

組織表は、個人情報だけではないはずである。すなわち、担当肩書と上下指揮関係及び個人情報（氏名など）より形成されているはずである。よって、個人特定情報以外の担当肩書や上下関係などを不開示とするのは間違いである。

（カ）理由になっていない。

次の文書は、不開示とする部分を正確に特定しておらず、理由の記載ができていない。

16（項目名以外の不開示部分）、18（項目名以外の不開示部分）、25（不開示部分）、28（26 及び 27 以外の不開示箇所）及び 54（51 及び 53 以外の不開示部分）

正確には、「16（項目名以外の不開示部分）」ではなく、「個人名」とか「氏名，生年月日」として不開示の部分が特定されるべきである。すなわち、「個人名」とか「氏名，生年月日」として不開示の部分が特定されて、その不開示の理由が「個人情報で個人が特定できるので不開示である。」というのであれば、理由が理解できて納得がいくのである。ところが厚労大臣の記載は、「16（項目名以外の不開示部分）」という文書の特定で、「本件解体工事に係る関係者氏名等，特定個人を識別する情報が記載されており，これら情報については，法 5 条 1 号に該当し，かつ同号ただし書イないしハのいずれにも該当しないため，不開示とすることが妥当である。」というものである。これでは，もし「16（項目名以外の不開示部分）」が「特定個人を識別する情報」だけであれば，納得がいくが，それ以外の部分が含まれていれば，理由は間違いということになるのである。そして，それ以外の部分が含まれているかどうかは，審査請求人にはわからないから，理由がおかしいかどうかはわからない状態になっているのである。理由は納得させるために記載されるものであり，理由を読んでもさらにわからなくなるというのは，間違いというほかはない。

「16（項目名以外の不開示部分）」と同じく「13（項目名以外の不開示部分）、25（不開示部分）、28（26 及び 27 以外の不開示箇所）及び 54（51 及び 53 以外の不開示部分）」も同様の不開示とする文書の部分の特定を間違っているものである。

（キ）「文書 6（建築物解体等作業届及び添付文書）の 18（1 頁の

「作業主任者の氏名」欄のうち個人名），25（2頁の「石綿作業主任者氏名等」欄のうち氏名および講習終了番号）及び27（3頁の石綿作業主任者及び現場責任者氏名）」を不開示としたのは間違い。

- a 作業主任者と石綿作業主任者の個人特定情報は、「イ 法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」に該当するので、不開示とされるべきでない。

添付資料の「建築物等の解体作業等における石綿のばく露防止対策等の掲示について」と題する報道機関向け発表によれば、その「別紙1」では「〇〇〇〇を石綿作業主任者に選任しています。」、「石綿に係る特別の教育を受講した者が作業を行っています。受講した特別の教育：〇〇〇〇の実施した講習（平成〇年〇月受講）」という記載と「現場責任者： 」という記載がある。

別紙2も同様である。

別紙3は石綿含有でない場合のもので、本件とは関係がない。

このように両名の個人情報、掲示板で公開すべきものと定められているのである。

- b 法5条1号ただし書口「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」に該当するので、開示すべきである。

① 誰が作業主任者及び石綿作業主任者として、どのようなアスベスト飛散防止策を実行したかは、「人の生命、健康、・・・を保護するため・・・情報」に該当することは明らかである。

② アスベスト飛散防止対策がどのように実行されたかは、両名に聞かなければわからない事柄である。

③ 両名は、責任者として、適切な対策をとる責任と引き換えにそれに見合う報酬をもらっている。

よって、両名が誰なのかについての情報は、「公にすることが必要であると認められる情報」に該当する。

- (ク) 「文書6（建築物解体等作業届及び添付文書）の・・・86（90頁の不開示部分）」を不開示とした理由がおかしい。

上記「(カ)理由になっていない。」と同様で、不開示とする部分を正確に特定しておらず、理由の記載ができていない。正確には、「86（90頁の不開示部分）」ではなく、「氏名」等とされるべきである。

- (ケ) 「文書6（建築物解体等作業届及び添付文書）の・・・109（104頁のうち個人名（代表者を除く）及び講習終了日、講習

終了番号)及び113(105頁のうち個人名)」を不開示としたのは間違い。

既に述べた上記(キ)と同様である。

オ 「イ 法5条2号イ該当性について」

(ア)理由の記載がない。

「イ 法5条2号イ該当性について」と題して、不開示とした判断は、理由が記載されていないので、判断の妥当性については反論できない。

a 諮問庁である厚生労働大臣は、次のように主張している。

別表に記載した情報のうち、……の不開示部分には、本件解体工事に係る特定事業場に関する情報が記載されている。これらを公にすることは、本件解体工事に係る特定事業場のノウハウを公にすることになり、結果、同業他社との間で競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法5条2号イの不開示情報に該当し、不開示とすることが妥当である。

b 不開示部分の特定がされておらず、理由の記載になっていない。

不開示の理由は、開示請求者にわかるように、不開示部分を特定して、その不開示部分が不開示を定めたどの条文に該当するかを示さなければならない。

ところが上記記載の不開示部分の特定は、不十分で『「その他正当な利益を害するおそれがある」部分だから、「その他正当な利益を害するおそれがある」ことを理由に開示を拒否する』という記載になっている。したがって、同義反復であり、理由の体をなしていない。

たとえば、「競争上の地位……を害するおそれがあるもの」であるならば、「特許をとった内容が記載されている部分」とか「取引の相手方が記載されている部分」とかの特定でなければ、果たしてその部分が、不開示の理由に該当するかどうかはわからないのである。

c 「ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。」に該当するので、不開示の判断は間違っている。

本件は、アスベストの飛散対策の開示を求めているものである。したがって、「人の生命、健康、……を保護するため、……(の)情報」である。

また、どのようなアスベスト対策がされたかは、専門性が高く、かつ事業者と監督官庁しか知り得ない情報なので「……、公

にすることが必要であると認められる情報」に該当する。

よって、不開示の理由には当たらない。

(イ) 文書 1 (建設物機械等設置届) の 2 (主たる事務所の所在地のうち電話番号) を法 5 条 2 号イ「公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」に該当するとして不開示とした判断は間違い。

a 「正当な利益」の内容として、何を主張しているのか、不明瞭であるが、「電話番号」を不開示としていることから推測すると、個人事業主であればプライバシーであり、法人事業主であれば法人の事業の円滑な進行という主張と推認される。

b ところが「主たる事務所」の電話番号であるから、事業に関連して荷電してくる人に対して電話番号を秘匿することは「正当な利益」とはいえない。正当な利益というのは、たとえば嫌がらせ目的で荷電してくる人に対して個人宅の電話番号を秘匿することである。

よって、アスベスト対策を調査する審査請求人に対して、主たる事業所の電話番号を秘匿するのは、「正当な利益を害するおそれがあるもの」に該当するとはいえず、開示すべきである。

(ウ) 文書 1 (建設物機械等設置届) の 5 (計画の概要のうち 4 以外の不開示部分) を不開示とした理由は、理由になっていないので、開示すべき。

a 不開示部分の特定ができていない。

「文書 1 (建設物機械等設置届) の・・・ 5 (計画の概要のうち 4 以外の不開示部分)」というのには、「4」が「計画の概要のうち 2 行目 1 文字目ないし 16 文字目」だから、結局何が書いてあるのか理解できない。

b 主張立証ができていない。

これでは、不開示に該当するという主張立証ができていないといえない。

インカメラ手続をとってほしいというのなら、その記載をすべきである。

さらに、インカメラ手続をとったとしても、記載自体から不開示事由に該当するという判断ができるとは思えない。「正当な利益」というのは、法文上も「当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位」という例示がされているのであるから。「個人のプライバシー権が害される」とか「営業上の秘密なのでライバル会社に知られたら競争上の地位が害される」とかの説明ができるはずである。

不開示部分も明らかにせず、正当な利益の内容も説明しないで、全てを丸投げする記載は、不開示の理由の主張立証ができているとはいえない。

(エ) 文書 1 (建設物機械等設置届) の 10 (「現場代理人の氏名」) を不開示としたのは誤り。

既に述べた。

「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」であるし、また、開示されているので、不開示とすべき「正当な利益」は存在しない。

(オ) 文書 2 (添付文書) の 2 (上記 2 外の不開示箇所) を不開示と主張する部分は、文書の特定ができていない。

「文書 2 (添付文書)」では、意味不明。

「文書 2 (添付文書)」というのは、「建設物機械等設置届」の添付書類のことである。

しかし、「建設物機械等設置届」の添付書類といっても、その内容は審査請求人にわかるはずもなく、文書の特定ができていない。

また、「の 2 (上記 2 外の不開示箇所)」というのは、「事業者名、住所、代表者職氏名」以外の箇所であるが、その内容は審査請求人にわかるはずもなく、文書の特定ができていない。

なお「代表者職氏名」とは「代表者氏名」の間違いと思われる。

(カ) 「文書 3 (足場計画書) の 6 (1 ないし 5 以外の不開示箇所)」を不開示としているのは、文書の部分の特定ができていない。

特定ができてこそ、それについて正当な利益があるか、生命等を保護するため開示が必要な情報かが検討できるのであるから、特定ができていないのは、基本から間違っている。

(キ) 「文書 4 (施工計画に関する社内審査書) の 6 (1 ないし 5 以外の不開示箇所)」を不開示としているのは、文書の部分の特定ができていない。

同上。

(ク) 文書 4 (施工計画に関する社内審査書) の 9 (足場計画書の現場点検欄)

この文書の部分は、足場を組む工事において、どのような点を点検したかという記載であると思われる。

となると、足場が崩壊して近隣住民の通行人や住居に被害を及ぼす可能性があるので、「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」として、開示の必要性が高い情報である。

他方、足場は、通行人や近隣マンションから見えるものだから、

どこを点検したかについての情報は、秘匿すべき正当な理由があるとは考えにくい。

(ケ) 文書 4 (施工計画に関する社内審査書) の 10 (足場計画書の記載要綱欄)

この記載は意味不明である。文書の表題だけでは内容が推知できないときには、内容を記載すべきである。

(コ) 文書 5 (設置届添付文書) の 8 (1 ないし 7 以外の不開示箇所) 特定ができていない。

(サ) 文書 5 (設置届添付文書) の 9 (3. 安全衛生管理組織表)

既に述べた。全部を不開示とするのは間違いである。

(シ) 文書 5 (設置届添付文書) の 12 (4. 当該工事概要のうち 10 及び 11 以外の不開示箇所), 14 (13 以外の不開示部分), 16 (「項目名以外の不開示部分」), 18 ないし 20 (18 は「項目名以外の不開示部分」, 19 は「不開示部分」, 20 は「不開示部分」) 及び 22 (標題以外の不開示部分)

いずれも、審査請求人にわかるように不開示部分が特定できていない。

(ス) 文書 5 (設置届添付文書) の 23 (法人名)

設置届添付文書がわからないので、何の法人名かわからない。

法人名に、非開示とすべき正当な利益があるとは、考えにくい。

(セ) 文書 5 (設置届添付文書) の 25 (不開示部分), 28 (26 及び 27 以外の不開示部分), 29 (不開示部分), 33 (30 ないし 32 以外の不開示部分), 35 (34 以外の不開示部分), 37 (施工者名以外の不開示部分), 42 (38 ないし 41 以外の不開示部分), 44 (1 行目以外の不開示部分), 45 (不開示部分), 48 ないし 50 (48 は「46 及び 47 以外の不開示部分」, 49 及び 50 はいずれも「不開示部分」), 54 ないし 57 (54 は「51 ないし 53 以外の不開示部分」, 55 は「不開示部分」, 56 はカタログ, 57 は「不開示部分」), 60 (58 及び 59 以外の不開示部分), 62 (標題以外の不開示部分) 及び 63 (不開示部分)

いずれも審査請求人にわかるように不開示部分が特定できていない。

「56 カタログ」は、秘匿すべき正当な理由があるとは考えられない。

(ソ) 文書 6 (建築物解体等作業届及び添付文書) の 4 (1 頁の「主たる事務所の所在地のうち電話番号」)

ほとんどの場合、掲示板に記載されて、開示されている。

非開示に正当な利益があるとは考えにくい。

- (タ) 文書 6 (建築物解体等作業届及び添付文書) の 6 (1 頁の「使用予定労働者数」欄のうち数字), 8 (1 頁の「関係請負人の予定数」欄のうち数字) 及び 10 (1 頁の「関係請負人の使用する労働者の予定数の合計」欄のうち数字)

いずれも, アスベスト飛散防止策の実効性を検証するために必要な情報である。

- (チ) 文書 6 (建築物解体等作業届及び添付文書) の 14 (1 頁の石綿ばく露防止のための措置の概要」欄のうち 3 行目 2 文字目ないし 17 文字目, 4 行目 2 文字目ないし 19 文字目, 28 文字目ないし 6 行目最終文字, 7 行目 2 文字目ないし 11 文字目, 9 行目 19 文字目ないし 26 文字目, 15 行目及び 16 行目)

不開示部分がわからない。

アスベスト飛散防止策の実効性を検証するために必要な情報と思われる。

- (ツ) 文書 6 (建築物解体等作業届及び添付文書) の 18 ないし 24 (18 は「2 頁の「建築物延べ床面積・石綿等の使用量」欄のうち 1 行目 14 文字目ないし最終文字及び 2 行目 16 文字目ないし最終文字」, 19 は「2 頁の「石綿使用箇所」欄のうち室名」, 20 は「2 頁の「工事期間」欄」, 21 は「2 頁の「湿潤化の方法」欄」, 22 は「2 頁の「隔離方法」欄のうち 1 行目 1 文字目ないし 27 文字目, 2 行目 1 文字目ないし 12 文字目, 3 行目 1 文字目ないし 10 文字目」, 23 は「2 頁の「呼吸用保護具」欄のうち 1 行目 6 文字目ないし最終文字」及び 24 は「2 頁の「作業衣・保護衣」欄及び「更衣室及び洗浄設備」欄」)

不開示部分がわからない。

アスベスト飛散防止策の実効性を検証するために必要な情報と思われる。

「建築物延べ床面積・石綿等の使用量」欄は, どこにどの量のアスベストがあるかという情報であり, 近隣住民の健康に大きく影響する情報である。

「石綿使用箇所」欄のうち室名は, どこにどの量のアスベストがあるかという情報であり, 近隣住民の健康に大きく影響する情報である。

「2 頁の「工事期間」欄」は, 石綿飛散防止策の実効性を検証するために必要な情報である。

「2 頁の「湿潤化の方法」欄」及び「2 頁の「隔離方法」欄」は, 石綿飛散防止策そのものである。

「2頁の「作業衣・保護衣」欄及び「更衣室及び洗浄設備」欄」は、飛散防止策そのものである。すなわち、「作業衣・保護衣」にアスベストが付着しやすいかどうか、その「作業衣・保護衣」をどのように処理するのかは、飛散防止策そのものである。「更衣室及び洗浄設備」欄も同様で、アスベスト付着衣類が飛散しないように扱われているかどうかの情報である。

(テ) 文書6（建築物解体等作業届及び添付文書）の28（3頁の工事施工者の電話番号）号及び33（8頁の2（3）工事期間）

既に述べた。

(ト) 文書6（建築物解体等作業届及び添付文書）の36（12頁の35以外の不開示部分）、37（13ないし32頁の図面）、39（33及び34頁の38以外の不開示部分）、41（36頁の工程表中身及び工期全体）、46（38ないし42頁の44及び45以外の不開示部分）、48（44頁のうち使用機材の記述部分）、51（45頁の50以外の不開示部分）、53（46頁の52以外の不開示部分）、55（47頁の54以外の不開示部分）、58（48頁の56及び57以外の不開示部分）、61（49頁の59及び60以外の不開示部分）、62（50ないし54頁の全部）、64（55ないし58頁の63以外の不開示部分）、69（60ないし62頁の66ないし68以外の不開示部分）、72（64頁の71以外の不開示部分）、75（66ないし72頁の74以外の不開示部分）、77（77頁の目次）、80（78頁の79以外の不開示部分）及び81（79ないし87頁の全部）

不開示部分がわからない。

41（36頁の工程表中身及び工期全体）は、アスベスト飛散防止策の実効性を検証するために必要な情報である。

48（44頁のうち使用機材の記述部分）は、飛散防止策そのものである。

(ナ) 文書6（建築物解体等作業届及び添付文書）の83（89頁の「3. 特別管理産業廃棄物収集運搬業者」のうち「名称」ないし「許可番号」）及び84（89頁の「4. 特別管理産業廃棄物処分業者」のうち「名称」ないし「許可番号」）

添付資料（「産業廃棄物の運搬車に係る表示及び書面備え付けについて」）によると、「特別管理産業廃棄物収集運搬業者」の「名称」ないし「許可番号」は、運搬車の車体に表示すべき事項である。したがって、公開されている情報である。

(ニ) 文書6（建築物解体等作業届及び添付文書）の87（91頁の不開示部分）、88（92頁の不開示部分）、90（93頁の89以

外の不開示部分), 92 (94頁の表題を除いた部分), 95 (96頁の94以外の不開示部分), 96 (97頁の不開示部分), 98 (96頁の97以外の不開示部分), 101 (101頁の1行目及び4行目), 104 (101頁の103以外の不開示部分) 及び 106 (102頁の105以外の不開示部分)

不開示部分がわからない。

(ヌ) 文書6 (建築物解体等作業届及び添付文書) の108 (104頁のうち法人の電話番号), 110 (104頁のうち協力会社の法人名及び住所, 許可番号及び電話番号) 及び112 (105頁のうち法人の電話番号)

いずれもアスベスト飛散防止策の実効性を検証するために必要な情報である。

(添付資料省略)

第3 諮問庁の説明の要旨

1 理由説明書

(1) 本件審査請求の経緯

ア 本件審査請求は, 審査請求人である開示請求者 (以下, 第3において「請求人」という。) が, 平成28年4月8日付け (同月12日受付) で, 処分庁に対して, 法3条の規定に基づき, 「平成27年特定時期から特定建物の解体工事に関する労働安全衛生法に基づく石綿に係る届を含めての全ての届出書と関連する一切の文書」 (本件対象文書) に係る開示請求を行った。

イ これに対し, 処分庁が, 平成28年5月10日付け兵労開第3号により部分開示決定 (原処分) を行ったところ, 請求人はこれを不服として, 同月19日付け (同月23日受付) で審査請求を提起したものである。

(2) 諮問庁としての考え方

原処分において不開示とした部分については, その一部を新たに開示した上で, その余の部分については, 法5条1号及び2号イに基づき原処分を維持して不開示とすることが妥当であると考えます。

(3) 理由

ア 本件対象文書の特定について

本件対象文書は, 平成27年特定時期から特定建物の解体工事に関する労働安全衛生法に基づく石綿に係る届を含めての全ての届出書と関連する一切の文書であり, 本件開示請求を受けて, 処分庁で探索したところ, 請求人が開示請求書において特定した期間において届け出られた特定建物の解体工事に関する届出が認められた。このため, 当該解体工事に係る建設物機械等設置届及びその添付書類並

びに建築物解体等作業届及びその添付書類（別表に掲げる文書番号1ないし6の文書）を本件対象文書として特定した。

イ 本件対象文書について

(ア) 建設物機械等設置届について

建設物機械等設置届とは、労働安全衛生法88条1項の規定に基づき、機械等を設置する事業者が作成し、所轄の労働基準監督署長に提出したものである。

建設物機械等設置届は、労働者への危害の発生のおそれのある建設物や機械等が事業場に設けられる際に提出が義務づけられており、労働者への危害防止を図ることを目的とするものである。

(イ) 建築物解体等作業届について

建築物解体等作業届とは、労働安全衛生法100条及び石綿障害予防規則5条に基づき、作業を行う事業者等が作成し、所轄の労働基準監督署長に提出したものである。

建築物解体等作業届は、壁、柱、天井等に石綿等が使用されている保温材、耐火被覆材等が張り付けられた建築物、工作物又は船舶の解体等の作業を行う際に提出が義務づけられているものである。

ウ 不開示情報該当性について

(ア) 法5条1号該当性について

別表に記載した情報のうち、文書1の6、7及び10、文書3の6、文書4の6、文書5の9、16、18、25、28及び54並びに文書6の13、25、27、86、109及び113の不開示部分には、本件解体工事に係る関係者氏名等、特定個人を識別する情報が記載されており、これら情報については、法5条1号に該当し、かつ同号ただし書イないしハのいずれにも該当しないため、不開示とすることが妥当である。

(イ) 法5条2号イ該当性について

別表に記載した情報のうち、文書1の2、5及び10ないし12、文書2の2、文書3の6、文書4の6、9及び10、文書5の8、9、12、14、16、18ないし20、22、23、25、28、29、33、35、37、42、44、45、48ないし50、54ないし57、60、62及び63並びに文書6の4、6、8、10、14、16、18ないし24、28、33、36、37、39、41、46、48、51、53、55、58、61、62、64、69、72、75、77、80、81、83、84、87、88、90、92、95、96、98、101、104、106、108、110及び112の不開示部分には、本件解体工事に係る特定事業場に関する情報が記載されている。これらを公にすることは、本件

解体工事に係る特定事業場のノウハウを公にすることになり、結果、同業他社との間で競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法5条2号イの不開示情報に該当し、不開示とすることが妥当である。

エ 新たに開示する部分について

別表に記載した情報のうち、原処分において不開示とした文書1の1, 3, 4, 8及び9, 文書2の1, 文書3の1ないし5, 文書4の1ないし5, 7, 8及び11, 文書5の1ないし7, 10, 11, 13, 15, 17, 21, 24, 26, 27, 30ないし32, 34, 36, 38ないし41, 43, 46, 47, 51ないし53, 58, 59及び61並びに文書6の1ないし3, 5, 7, 9, 11, 12, 15, 17, 26, 29ないし32, 34, 35, 38, 40, 42ないし45, 47, 49, 50, 52, 54, 56, 57, 59, 60, 63, 65ないし68, 70, 71, 73, 74, 76, 78, 79, 82, 85, 89, 91, 93, 94, 97, 99, 100, 102, 103, 105, 107, 111及び114については、法5条各号に定める不開示情報に該当しないため、新たに開示することとする。

(4) 請求人の主張に対する反論について

請求人は、審査請求書の中で種々主張するが、本件対象文書の不開示情報該当性については、上記(3)で述べたとおりであるため、法の解釈適用を誤った事実は認められず、請求人の主張は認められない。

(5) 結論

以上のとおり、本件対象文書については、原処分の一部を変更し、上記(3)エに掲げる部分については新たに開示した上で、その余の部分については、法5条1号及び2号イに基づき、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

2 補充理由説明書

平成28年8月22日付け厚生労働省発基安0822第3号により諮問した平成28年(行情)諮問第503号に係る理由説明書添付の表のうち、文書番号5に係る該当箇所22, 47及び53について、誤謬が判明したため、下記のとおり修正する(下線部分が修正部分)。

記

対象行政文書		不開示部分		不開示情報 (法5条該当号)	
番号	文書名	頁	該当箇所	1号	2号イ

5	設置届添付文書	23, 24	22	標題部分以外の不開示部分を削除	○を削除
		175-179	47	協力会社名を削除, 工事事務所名	新たに開示
		183-185	53	項目名のうち「整理No.」, 「造管月日」, 「発行日」, 「需要家」, 「注文者」, 「品名」, 「納入先」, 「ロットNo.」, 「造管No.」, 「寸法」を追加, 「外径mm」, 「肉厚mm」, 「長さmm」, 「数量」, 「本」, 「化学成分%」, 「規格値」及び「備考」	新たに開示

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成28年8月22日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年9月8日 審議
- ④ 同月14日 審査請求人から意見書及び資料を收受
- ⑤ 平成29年2月8日 本件対象文書の見分及び審議
- ⑥ 同年12月14日 諮問庁から補充理由説明書を收受
- ⑦ 平成30年2月22日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は、「平成27年特定時期から平成28年特定時期の間に、特定建物の解体工事に関する建設物機械等設置届、建築物解体等作業届」であり、具体的には、別表の1欄に掲げる文書1ないし文書6である。

処分庁は、本件対象文書の一部を法5条1号並びに2号イ及びロに該当するとして不開示とする原処分を行ったところ、審査請求人は、原処分の取消しを求めている。

これに対して、諮問庁は、諮問に当たり、原処分で不開示とした部分の

うち、一部を新たに開示した上で、その余の部分については、法5条1号及び2号イに該当し、不開示を維持することが妥当であるとしているので、本件対象文書を見分した結果を踏まえ、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分の不開示情報該当性について、以下、検討する。

2 不開示情報該当性について

(1) 別表の4欄に掲げる部分について

ア 文書6の27について

当該部分は、石綿作業主任者氏名及び現場責任者氏名であり、法5条1号に規定する個人に関する情報に該当するが、当該情報は、大気汚染防止法施行規則16条の4の規定等に基づき、特定粉じん排出等作業を行う場合に、周辺住民への周知として設置することとされている掲示板に記載しなければならないことから、当該部分は、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報であると認められ、同号ただし書イに該当すると認められる。したがって、当該部分は、同号に該当せず、開示すべきである。

イ 文書6の109について

当該部分は、石綿作業主任者の氏名であり、上記アにおいて開示すべきとする部分と同じ情報であると認められることから、上記アと同様の理由により、法5条1号に該当せず、開示すべきである。

ウ 文書1の2並びに文書6の4、28及び108について

当該部分は、特定事業場の電話番号であるが、諮問庁は、特定事業場名を新たに開示するとしており、自ずと明らかとなる情報であると認められることから、これを公にしても、特定事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。したがって、当該部分は、法5条2号イに該当せず、開示すべきである。

エ 文書1の5について

当該部分は、原処分において開示されている部分から推知できる情報であり、上記ウと同様の理由により、法5条2号イに該当せず、開示すべきである。

オ 文書6の33について

当該部分は、本件開示請求に係る工事の工事期間であるが、原処分において開示されている内容と同じ情報であり、これを公にしても、特定事業場の独自の技術やノウハウが明らかになるおそれがあるとは認められず、特定事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。したがって、当該部分は、法5条2号イに該当せず、開示すべきである。

カ 文書1の10について

当該部分は、項目名であり、個人に関する情報に該当するとは認められず、また、これを公にしても、特定事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。したがって、当該部分は、法5条1号及び2号イに該当せず、開示すべきである。

(2) その余の部分について

ア 法5条1号該当性について

文書1の6及び7並びに文書6の13, 25, 86, 109及び113について

当該部分は、それぞれ一体として、法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、同号ただし書イないしハのいずれにも該当する事情は認められず、当該部分は個人識別部分であることから、法6条2項による部分開示の余地もない。したがって、当該部分は、同号に該当し、不開示とすることが妥当である。

イ 法5条2号イ該当性について

(ア) 文書1の5, 文書2の2, 文書4の9及び10, 文書5の8, 12, 14, 19, 20, 23, 29, 33, 35, 37, 42, 44, 45, 48ないし50, 55ないし57, 60, 62及び63並びに文書6の6, 8, 10, 14, 18ないし24, 36, 37, 39, 41, 46, 48, 51, 53, 55, 58, 61, 62, 64, 69, 72, 75, 77, 80, 81, 83, 84, 87, 88, 90, 92, 95, 96, 98, 101, 104, 106, 108, 110及び112について

当該部分には、特定事業場の独自の技術やノウハウ、内部管理に関する情報及び取引先等に関する情報が記載されており、これらを公にすると、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。したがって、当該部分は、法5条2号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

(イ) 文書1の11及び12並びに文書6の16について

当該部分は、特定事業場の印影であり、当該文書が真正に作成されたことを示す認証的機能を有するものとして、それにふさわしい形状をしているものと認められ、これを公にすると、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。したがって、当該部分は、法5条2号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

ウ 法5条1号及び2号イ該当性について

(ア) 文書 1 の 10 及び文書 3 の 6 について

当該部分は、法 5 条 1 号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、同号ただし書イないしハのいずれにも該当する事情は認められず、当該部分は個人識別部分であることから、法 6 条 2 項による部分開示の余地もない。したがって、当該部分は、法 5 条 1 号に該当し、同条 2 号イについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(イ) 文書 4 の 6 並びに文書 5 の 9, 16, 18, 25, 28 及び 54 について

当該部分には、特定事業場の独自の技術やノウハウ、内部管理に関する情報及び取引先等に関する情報が記載されており、上記イ(ア)と同様の理由により、法 5 条 2 号イに該当し、同条 1 号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

(1) 審査請求人は、意見書(上記第 2 の 2 (2))において、本件開示請求は、アスベスト含有建物の解体作業について、近隣住民がアスベスト飛散防止対策の適否についての情報開示を求めているものであることから、不開示とされた情報は、法 5 条 1 号ただし書口及び 2 号ただし書に規定する人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要である情報に該当するので開示すべきと主張する。

しかしながら、上記 2 において、法 5 条 1 号及び 2 号イの不開示情報に該当すると判断した部分については、当該部分を公にすることについて、当該部分を不開示とすることにより保護される利益を上回る公益上の必要性があるとは認められないことから、当該主張を採用することはできない。

(2) 審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 付言

審査請求人は、審査請求書(上記第 2 の 2 (1))において、本件開示決定通知書の理由の提示について、どの部分を不開示としたのかについて明示がなく、何を理由に不開示の判断がされたのか判読できない旨主張する。

本件開示決定通知書には、法 5 条 1 号並びに 2 号イ及び口の条項及び条文が記載されているのみであり、本件対象文書におけるそれぞれの不開示部分がいずれの不開示理由に該当するかについては明確であるとはいえない。このため、原処分における理由の提示は、行政手続法 8 条の趣旨に照らし、適切を欠くものであるといわざるを得ず、諮問庁においては今後適切な指導が望まれる。

5 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条1号並びに2号イ及びロに該当するとして不開示とした決定については、諮問庁が同条1号及び2号イに該当するとしてなお不開示とすべきとしている部分のうち、別表の4欄に掲げる部分を除く部分は、同条1号及び2号イに該当すると認められるので、不開示とすることは妥当であるが、別表の4欄に掲げる部分は、同条1号及び2号イのいずれにも該当せず、開示すべきであると判断した。

(第3部会)

委員 岡島敦子, 委員 葭葉裕子, 委員 渡井理佳子

別表

1 文書番号及び文書名		2 不開示部分			3 不開示情報該当性（法5条）		4 開示すべき部分
番号	文書名	頁	該当箇所		1号	2号イ	
1	建設物機械等設置届	1	1	設置地	新たに開示		—
			2	主たる事務所の所在地のうち電話番号		○	全て
			3	主たる事務所の所在地のうち電話番号以外の部分	新たに開示		—
			4	計画の概要のうち2行目1文字目ないし16文字目	新たに開示		—
			5	計画の概要のうち4以外の不開示部分		○	1行目
			6	参画者の氏名	○		なし
			7	参画者の経歴の概要	○		なし
			8	事業者名, 所在地	新たに開示		—
			9	代表者氏名	新たに開示		—
			10	現場代理人の氏名	○	○	1文字目ないし8文字目
			11	事業場印		○	なし
			12	代表者印		○	なし
2	添付文書	2	1	事業者名, 住所, 代表者職氏名	新たに開示		—
			2	1以外の不開示		○	なし

				部分			
3	足場計画書	3	1	資料の標題	新たに開示		—
			2	工事名称の標題	新たに開示		—
			3	工事事務所名 (標題含む)	新たに開示		—
			4	表の標題	新たに開示		—
			5	会社名	新たに開示		—
			6	1ないし5以外の 不開示部分	○	○	なし
4	施工計画に関する社内審査書	4	1	資料の標題	新たに開示		—
			2	表の標題	新たに開示		—
			3	工事名称	新たに開示		—
			4	発注者	新たに開示		—
			5	工事概要のうち 解体建物概要	新たに開示		—
			6	1ないし5以外の 不開示部分	○	○	なし
		5ないし8	7	足場計画書の 「記載事項」欄	新たに開示		—
			8	足場計画書の 「記載項目」欄	新たに開示		—
			9	足場計画書の 「現場点検」欄		○	なし
			10	足場計画書の 「記載要領」欄		○	なし
			11	表の標題	新たに開示		—
5	設置届添付文書	10	1	標題	新たに開示		—
			2	施工場所	新たに開示		—
			3	発注者	新たに開示		—
			4	工事事務所の名称及び所在地	新たに開示		—
			5	所轄労働基準監督署	新たに開示		—
			6	建築物用途	新たに開示		—
			7	構造規模（最高高さ，軒高及び掘削深さを除	新たに開示		—

			く)			
		8	1 ないし 7 以外の 不開示部分		○	なし
	1 2	9	3. 安全衛生管 理組織表	○	○	なし
	1 3	1 0	4. 当該工事概 要の表の標題	新たに開示		—
		1 1	4. 当該工事概 要のうち「項 目」欄	新たに開示		—
		1 2	4. 当該工事概 要のうち 1 0 及 び 1 1 以外の不 開示部分		○	なし
	1 4	1 3	標題及び項目名	新たに開示		—
		1 4	1 3 以外の不開 示部分		○	なし
	1 5	1 5	項目名	新たに開示		—
		1 6	項目名以外の不 開示部分	○	○	なし
	1 6	1 7	項目名	新たに開示		—
		1 8	項目名以外の不 開示部分	○	○	なし
	1 7 ないし 1 9	1 9	不開示部分		○	なし
	2 1	2 0	不開示部分		○	なし
	2 3 及 び 2 4	2 1	標題部分	新たに開示		—
		2 2				—
	2 5 及 び 2 6	2 3	法人名		○	なし
		2 4	法人名以外の不 開示部分	新たに開示		—
	2 7 ないし 1 1 2	2 5	不開示部分	○	○	なし
	1 1 3 ないし	2 6	標題部分	新たに開示		—
		2 7	工事名	新たに開示		—

	160	28	26及び27以外の不開示部分	○	○	なし
	161	29	不開示部分		○	なし
	163	30	項目部分	新たに開示		—
		31	「項目」欄	新たに開示		—
		32	「種類・用途」欄	新たに開示		—
		33	30ないし32以外の不開示部分		○	なし
	164	34	標題及び項目部分	新たに開示		—
		35	34以外の不開示部分		○	なし
	165 ないし 170	36	「施工者名」欄	新たに開示		—
		37	「施工者名」欄 以外の不開示部分		○	なし
	172	38	標題	新たに開示		—
		39	「会社名，所在地，代表者」欄	新たに開示		—
		40	項番，項目名	新たに開示		—
		41	(2)作業員の配置の表の標題及び項目名	新たに開示		—
		42	38ないし41以外の不開示部分		○	なし
	173	43	1行目	新たに開示		—
		44	1行目以外の不開示部分		○	なし
	174	45	不開示部分		○	なし
	175 ないし 179	46	標題及び項目名	新たに開示		—
		47	工事事務所名	新たに開示		—
		48	46及び47以外の不開示部分		○	なし
	181	49	不開示部分		○	なし

	182	50	不開示部分		○	なし
	183	51	標題	新たに開示		—
	ないし 185	52	「検査結果下記の通り相違ありません」	新たに開示		—
		53	項目名のうち「整理 No.」, 「造管月日」, 「発行日」, 「需要家」, 「注文者」, 「品名」, 「納入先」, 「ロット No.」, 「造管 No.」, 「寸法」, 「外径 mm」, 「肉厚 mm」, 「長さ mm」, 「数量」, 「本」, 「化学成分 %」, 「規格値」及び「備考」	新たに開示		—
		54	51ないし53以外の不開示部分	○	○	なし
	186 ないし 269	55	不開示部分		○	なし
	270 及び2 71	56	カタログ		○	なし
	272 ないし 276	57	不開示部分		○	なし

		277	58	標題	新たに開示	—	
			59	項番, 項目名 (大項目に限る)	新たに開示	—	
			60	58及び59以外の不開示部分		○	なし
		278 及び279	61	標題	新たに開示	—	
			62	標題以外の不開示部分		○	なし
			63	不開示部分		○	なし
6	建築物解体等作業届及び添付文書	1	1	「事業場の名称」欄のうち法人名	新たに開示	—	
			2	「作業場の所在地」欄のうち号数	新たに開示	—	
			3	「発注者名」欄	新たに開示	—	
			4	「主たる事務所の所在地」欄のうち電話番号		○	全て
			5	「主たる事務所の所在地」欄のうち電話番号以外の部分	新たに開示	—	
			6	「使用予定労働者数」欄のうち数字		○	なし
			7	「使用予定労働者数」欄のうち「人」	新たに開示	—	
			8	「関係請負人の予定数」欄のうち数字		○	なし
			9	「関係請負人の予定数」欄のうち「社」	新たに開示	—	
			10	「関係請負人の		○	なし

				使用する労働者の予定数の合計」欄のうち数字			
			1 1	「関係請負人の使用する労働者の予定数の合計」欄のうち「人」	新たに開示		－
			1 2	「作業主任者の氏名」欄のうち法人名	新たに開示		－
			1 3	「作業主任者の氏名」欄のうち個人名	○		なし
			1 4	「石綿ばく露防止のための措置の概要」欄のうち3行目2文字目ないし17文字目, 4行目2文字目ないし19文字目, 28文字目ないし6行目最終文字, 7行目2文字目ないし11文字目, 9行目19文字目ないし26文字目, 15行目及び16行目		○	なし
			1 5	「石綿ばく露防止のための措置の概要」欄のうち14以外の部分	新たに開示		－

			16	「事業者職氏名」欄のうち印影部分		○	なし
			17	「事業者職氏名」欄のうち印影以外の部分	新たに開示		—
	2		18	「建築物延べ床面積・石綿等の使用量」欄のうち1行目14文字目ないし最終文字及び2行目16文字目ないし最終文字		○	なし
			19	「石綿等使用箇所」欄のうち室名		○	なし
			20	「工事期間」欄		○	なし
			21	「湿潤化の方法」欄		○	なし
			22	「隔離方法」欄のうち1行目1文字目ないし27文字目, 2行目1文字目ないし12文字目及び3行目1文字目ないし10文字目		○	なし
			23	「呼吸用保護具」欄のうち1行目6文字目ないし最終文字及び2行目6文字目ないし最終文字		○	なし
			24	「作業衣・保護		○	なし

			衣」欄及び「更衣室及び洗浄設備」欄			
		2 5	「石綿作業主任者氏名等」欄のうち氏名及び講習終了番号	○		なし
		2 6	1 8 ないし 2 5 以外の不開示部分	新たに開示		—
3		2 7	石綿作業主任者氏名及び現場責任者氏名	○		全て
		2 8	工事施工者の電話番号		○	全て
		2 9	2 7 及び 2 8 以外の不開示部分	新たに開示		—
4		3 0	「調査者」欄	新たに開示		—
5		3 1	企業名	新たに開示		—
7		3 2	目次	新たに開示		—
8 ないし 1 1		3 3	8 頁の 2 (3) 工事期間		○	全て
		3 4	3 3 以外の不開示部分	新たに開示		—
1 2		3 5	「施工者名」欄	新たに開示		—
		3 6	3 5 以外の不開示部分		○	なし
1 3 ないし 3 2		3 7	図面		○	なし
3 3 及び 3 4		3 8	標題, 手順の項目部分	新たに開示		—
		3 9	3 8 以外の不開示部分		○	なし
3 5		4 0	不開示部分	新たに開示		—
3 6		4 1	工程表中身及び全体工期		○	なし

		4 2	4 1 以外の不 開示部分	新たに開示	—
	3 7	4 3	目次	新たに開示	—
3 8 な いし 4 2	4 4	4 4	3 8 頁の 1 行目	新たに開示	—
	4 5	4 5	4 1 頁の 1 行目	新たに開示	—
	4 6	4 6	4 4 及び 4 5 以 外の不開示部分		○ なし
4 3	4 7	全部	新たに開示	—	
4 4	4 8	4 8	使用機材の記述 部分		○ なし
	4 9	4 9	4 8 以外の不 開示部分	新たに開示	—
4 5	5 0	5 0	標題及び項目名	新たに開示	—
	5 1	5 1	5 0 以外の不 開示部分		○ なし
4 6	5 2	5 2	標題部 1 文字目 ないし 3 文字 目, 1 3 文字目 ないし最終文字 及び項目名	新たに開示	—
	5 3	5 3	5 2 以外の不 開示部分		○ なし
4 7	5 4	5 4	施工フロー図 (吹き出し部分 を除く)	新たに開示	—
	5 5	5 5	5 4 以外の不 開示部分		○ なし
4 8	5 6	5 6	1 行目 1 文字目 ないし 4 行目 6 文字目及び 7 行 目 1 文字目ない し 2 2 文字目	新たに開示	—
	5 7	5 7	表の標題及び項 目名	新たに開示	—
	5 8	5 8	5 6 及び 5 7 以 外の不開示部分		○ なし
4 9	5 9	5 9	1 行目及び 2 行	新たに開示	—

			目		
		6 0	表の項目名	新たに開示	—
		6 1	5 9 及び 6 0 以外の不開示部分	○	なし
5 0 ないし 5 4		6 2	全部	○	なし
5 5 ないし 5 8		6 3	標題及び項目名（5 6 頁表頭 4 列目 1 文字目ないし 6 文字目及び 6 列目 1 文字目ないし 6 文字目を除く）	新たに開示	—
		6 4	6 3 以外の不開示部分	○	なし
5 9		6 5	全部	新たに開示	—
6 0 ないし 6 2		6 6	6 0 頁の 1 行目	新たに開示	—
		6 7	6 1 頁の 1 行目	新たに開示	—
		6 8	6 2 頁の 1 行目	新たに開示	—
		6 9	6 6 ないし 6 8 以外の不開示部分	○	なし
6 3		7 0	目次	新たに開示	—
6 4		7 1	項目名及び項目名に係る項番	新たに開示	—
		7 2	7 1 以外の不開示部分	○	なし
6 5		7 3	不開示部分	新たに開示	—
6 6 ないし 7 2		7 4	6 6 頁及び 6 7 頁の標題	新たに開示	—
		7 5	7 4 以外の不開示部分	○	なし
7 3		7 6	全部	新たに開示	—
7 4		7 7	全部	○	なし
7 7		7 8	目次	新たに開示	—
7 8		7 9	1 行目	新たに開示	—

		80	79以外の不開示部分		○	なし
	79ないし87	81	全部		○	なし
	88	82	目次	新たに開示		—
	89	83	「3. 特別管理産業廃棄物収集運搬業者」のうち「名称」ないし「許可番号」		○	なし
		84	「4. 特別管理産業廃棄物処分業者」のうち「名称」ないし「許可番号」		○	なし
		85	83及び84以外の不開示部分	新たに開示		—
	90	86	不開示部分	○		なし
	91	87	不開示部分		○	なし
	92	88	不開示部分		○	なし
	93	89	「2. 事業の用に供するすべての施設」欄のうち各項目名	新たに開示		—
		90	89以外の不開示部分		○	なし
	94	91	標題	新たに開示		—
		92	標題を除いた部分		○	なし
	95	93	目次	新たに開示		—
	96	94	1行目, 8行目及び14行目	新たに開示		—
		95	94以外の不開示部分		○	なし
	97	96	不開示部分		○	なし
	98	97	1行目	新たに開示		—

		9 8	9 7 以外の不開示部分		○	なし
	9 9	9 9	標題	新たに開示		—
		1 0 0	表の項目（最上位に限る）	新たに開示		—
		1 0 1	9 9 及び 1 0 0 以外の不開示部分		○	なし
	1 0 0	1 0 2	目次	新たに開示		—
	1 0 1	1 0 3	1 行目及び 4 行目	新たに開示		—
		1 0 4	1 0 3 以外の不開示部分		○	なし
	1 0 2	1 0 5	9 行目ないし 1 1 行目, 1 7 行目, 2 5 行目及び 2 9 行目	新たに開示		—
		1 0 6	1 0 5 以外の不開示部分		○	なし
	1 0 3	1 0 7	目次	新たに開示		—
	1 0 4	1 0 8	法人の電話番号		○	左側下から 2 枠目の電話番号
		1 0 9	個人名（代表者を除く）, 講習終了日及び講習終了番号	○		左側下から 2 枠目の個人名
		1 1 0	協力会社の法人名, 住所, 許可番号及び電話番号		○	なし
		1 1 1	1 0 8 ないし 1 1 0 以外の不開示部分	新たに開示		—
	1 0 5	1 1	法人の電話番号		○	なし

			2				
			1 1 3	個人名	○		なし
			1 1 4	1 1 2 及び 1 1 3 以外の不開示 部分	新たに開示		—

※ 対象文書に頁番号は付番されていないが、文書1ないし文書5の1枚目ないし280枚目に1頁ないし280頁と付番したもの及び文書6の1枚目ないし105枚目に1頁ないし105頁と付番したものを「頁」として記載している。